

米軍普天間飛行場所属CH-53E大型輸送ヘリコプターの部品落下事故に関する意見書

去る8月27日午後5時半頃、米軍普天間飛行場所属のCH-53E大型輸送ヘリコプターが、沖縄東海岸沖8キロメートルで、重さ約1キログラムの窓を落下させるという事故が発生した。その事故について沖縄防衛局より沖縄県や関係自治体に連絡があったのは事故発生後2日が経過した29日であった。

現時点での被害状況は不明であるが、一歩間違えれば人命にかかるような重大な事故にもかかわらず、事故発生から2日を要した今回の連絡のおくれは、市民・県民に対する安全軽視のあらわれであり、断じて容認できない。

2017年12月13日には、普天間第二小学校の運動場へCH-53Eヘリコプターの窓枠が落下する事故が発生し、ことしの6月4日には、浦添市立浦西中学校に同型機の部品が落下したばかりである。これまで事故が起きたたびに関係機関に対し、実効性のある再発防止策を講じるまでの間の飛行禁止を求めてきたが実行されることではなく、前回の事故から3カ月もたたない間に事故が発生した。

本市議会が再三再四、再発防止策の徹底を要請してきたにもかかわらず、このような重大事故がたびたび起きることに対して憤りを感じるとともに、不安を感じる市民感情を無視し、今回の事故後も原因究明及び再発防止策が実施されない状況の中、同型機が飛行し続けていることに激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命及び財産並びに安心・安全な生活を守る立場から、CH-53E大型輸送ヘリコプターのたび重なる落下物事故に対して、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 一 米軍機による事故等が起きた際、関係自治体等に対し速やかに情報提供を行えるよう、日米双方の連絡体制を構築すること。
- 一 日米両政府の責任のもと、全ての機体の徹底した安全確認を行い、実効性のある再発防止策を講じるまでの間の飛行禁止
- 一 普天間飛行場の即時運用停止と1日も早い閉鎖・返還を実現すること。
- 一 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月18日

沖縄県宜野湾市議会

宛先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長